

*** こども誰でも通園制度 概要 ***

1 こども誰でも通園制度とは

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため創設された新たな通園制度です（令和8年4月から全国の市町村で開始）。

2 対象者

保育所等に通っていない0歳6ヶ月～満3歳未満の乳幼児

3 利用方法

月10時間の枠内で、時間単位で柔軟に利用可能



4 制度のメリット

(1) こどもにとって

- ア 家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られます。
- イ こどもに対する関わりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人がいる場での経験を通じて、ものや人への興味や関心が広がり、成長していくことができます。
- ウ 年齢の近いこどもとの関わりにより、社会情緒的な発達を支えるなど成長発達に資する豊かな経験をもたらします。

(2) 保護者にとって

- ア 地域の様々な社会的資源につながる契機となり、これにより様々な情報や人とのつながりが広がり、保護者が子育てにおいてこうした社会的資源を活用しやすくなります。
- イ 専門的な知識や技術を持つ人と関わることで、ほっとできたり、孤立感、不安感の解消につながったりするとともに、月に一定時間でも、こどもと離れ自分のための時間を過ごすことで、育児に関する負担感の軽減につながります。

(3) 事業者にとって

- ア これまでの保育とは異なる難しさがある一方で、これまで接する機会の少なかったこどもや家庭と関わることで、保育者として有する専門性を地域のこどもの育ちのためにより広く発揮できます。
- イ 利用児童の減少等により定員を満たすことが難しくなりつつある保育所等において、キャリアを重ね、高い専門性を有する保育者などの人材を手放すことなく、事業を継続したり、発展させたりしていく可能性が広がります。